加算等に関する説明同意書（介護保険）

以下の項目について必要事項の説明を受けた場合には、裏面にサインをお願いいたします。

□ 初回加算：300 単位または 350 単位
新規に訪問看護を利用されるご利用者様に対して、訪問看護計画書を作成した場合に加算されます。（最終利用から再開まで 2 か月以上経過している場合も加算対象となります。）

□ 緊急時訪問看護加算：600 単位/月 1 回
ご利用者様またはその家族等から電話により、看護に関する意見を求められた場合に、常時対応が可能であり、必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制が整備されています。

□ 特別管理加算：250 単位または 500 単位/月 1 回
気管カニューレや留置カテーテル等を使用している状態にある方や、人工肛門または人工膀胱を設置している方、重度の褥瘡のある方、経管栄養や在宅酸素・人工呼吸器を使用されているご利用者様に対して、訪問看護を行った場合に加算されます。

□ 複数名訪問看護：30 分未満 201 単位/ 1 回　30 分以上 317 単位/1 回
必要に応じ、1 人のご利用者様に対し、同時に複数の看護師が訪問看護を行う場合に加算されます。

□ サービス提供体制強化加算：3 単位/1 回
当事業所の看護師等は、それぞれ知識や技術の向上を図る為、定期的な会議や研修を実施し、ご利用者様への質の高い訪問サービス提供に努めています。又、訪問させていただく看護師等の健康管理にも留意していることから、これらを総合的に実施、管理します。

□ 看護体制強化加算：200 単位/月
当事業所は、在宅における要介護者・要支援者の療養生活をニーズに対応した事業所として基準を満たす評価をうけるものとして加算されます。

□ 退院時共同指導加算：600 単位/退院時 1 回のみ算定
病院、診療所または介護老人保健施設に入院中または入所中のご利用者様に対して、主治医等と在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算されます。

以上の項目について、必要とされる事項について説明を受け、同意については記載のとおりです。

年　　月　　日

利用者　　サインまたは印
（代理人）

済生会訪問看護ステーションせんだい

説明者　　印